

# JIS

## 電力量計（変成器付計器） — 第 1 部：一般仕様

JIS C 1216-1 : 2009

平成 21 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 充	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	生 田 一 男	社団法人日本計量機器工業連合会
	石 川 洋 一	社団法人日本電気計測器工業会
	石 崎 法 夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	市 原 裕	株式会社ニコン
	大 園 成 夫	東京電機大学
	河 野 嗣 男	首都大学東京名誉教授
	立 川 裕 隆	環境省
	前 田 哲 也	日本精密測定機器工業会
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.4.20

官 報 公 示：平成 21.4.20

原案作成協力者：社団法人日本電気計測器工業会

(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-15-12 TEL 03-3662-8181)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会 (委員長 田中 充)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
3.1 相及び線式	2
3.2 使用回路	2
3.3 定格電圧, 定格電流, 定格周波数及び耐候性	2
3.4 計器定数	2
3.5 パルス定数	3
4 性能	3
4.1 性能一般	3
4.2 計量の誤差の許容限度	3
4.3 電気的性能	3
4.4 機械的性能	7
4.5 電流コイル及び端子の温度上昇	8
4.6 絶縁性能	9
4.7 耐久度及び安定度	9
4.8 発信装置の性能	10
5 構造及び寸法	11
5.1 調整範囲	11
5.2 水準器及び内蔵温度計	11
5.3 回転数検出装置	11
5.4 寸法	11
5.5 発信装置の構造及び寸法	14
6 試験	16
6.1 試験一般	16
6.2 試験方法	16
7 検査	26
7.1 形式検査	26
7.2 受渡検査	27
8 製品の呼び方	27
附属書 A (規定) 集中検針用及び自動検針用電力量計 (変成器付計器) の発信装置	28
附属書 B (規定) 変成器との組合せ及び総合誤差の許容限度	33
解 説	34

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 1216:1995** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS C 1216** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 1216-1** 第1部：一般仕様

**JIS C 1216-2** 第2部：取引又は証明用

# 電力量計（変成器付計器）－第 1 部：一般仕様

## Alternating-current watt-hour meters (for connection through instrument transformer)－ Part 1: General measuring instrument

### 序文

この規格は、電力量計（変成器付計器）が一般計量器として要求される技術的要件を規定するために作成した日本工業規格である。この規格には、表示方法に関する規定は含まれていないため、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第 19 条の表示を付すことはできない。

### 1 適用範囲

この規格は、一般に使用される電力量計であって、単相 2 線式回路、単相 3 線式回路、三相 3 線式回路及び三相 4 線式回路において、計器用変成器と組み合わせて使用する普通電力量計、精密電力量計、特別精密電力量計、電流合成方式の多回路を総合計量する精密電力量計、発信装置付普通電力量計、発信装置付精密電力量計及び電流合成方式の多回路を総合計量する発信装置付精密電力量計（以下、計器という。）について規定する。

なお、集中検針用及び自動検針用電力量計（変成器付計器）の発信装置については、**附属書 A** による。また、付加装置を備えた計器では、その電力量計部分に対し、付加装置を付加した状態の下で、この規格を適用する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 1101** すりわり付き小ねじ

**JIS B 1135** すりわり付き木ねじ

**JIS C 1210** 電力量計類通則

**JIS C 1211-1** 電力量計（単独計器）－第 1 部：一般仕様

**JIS C 1281** 電力量計類の耐候性能

**JIS C 1736-1** 計器用変成器（電力需給用）－第 1 部：一般仕様

**JIS C 4003** 電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価

**JIS C 60068-2-6** 環境試験方法－電気・電子－正弦波振動試験方法

**JIS C 60068-2-27** 環境試験方法－電気・電子－衝撃試験方法